

確認フローチャート



許可又は届出が必要か、フローチャートに沿って確認してみましょう！



食品を調理し、その場で提供している事業者

島根県観光キャラクター「しまねっこ」
島観連許諾第6536号

- ・飲食店を営んでいる
- ・調理機能を有する自動販売機を設置している
(自動洗浄装置があって屋内設置のものを除く)



許可が必要

- ・調理機能を有する自動販売機を設置している
(自動洗浄装置があって屋内設置のものなど)
- ・集団給食施設 (1回の提供食数が20食程度以上)
- ※ 調理業務を委託している場合は許可が必要な場合あり



届出が必要



食品又は添加物を製造・加工している事業者

- ・菓子、パン、乳製品、清涼飲料水、水産製品、みそ、しょうゆ、酒、豆腐、そうざい、冷凍食品、漬物などを製造している
(食品衛生法施行令第35条に規定する製造業)



許可が必要

- ・上記に該当しない食品の製造・加工をしている
(例) 農産保存食料品、調味料、製茶、海藻など

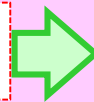


届出が必要



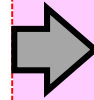
食品を販売している事業者

- ・魚介類や食肉を処理して販売、又は未包装で販売している
(例) 鮮魚店、食肉販売店



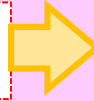
許可が必要

- ・常温保存したとき、腐敗・変敗等、食品衛生上の危害の発生のおそれがない食品の販売をしている
(例) 缶詰、インスタントラーメンなど



許可・届出不要

- ・上記以外の温度管理等が必要な包装済み食品の販売をしている
(例) 魚、肉、牛乳、弁当、野菜・果実(未包装含む)、米穀類



届出が必要



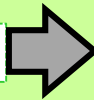
器具又は容器を製造している事業者

- ・合成樹脂の器具・容器包装を製造している



届出が必要

- ・合成樹脂以外の器具・容器包装を製造している



許可・届出不要



その他 上記に該当しない事業者

- ・農業又は水産業における採取業 (別紙参照)
- ・食品又は添加物の輸入
- ・食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみ (冷凍又は冷蔵業を除く)
- ・器具又は容器包装の輸入・販売



許可・届出不要